

「TENOHA 能代」における IT を活用した地域活性化に関する連携協定

能代市、秋田印刷製本株式会社、NEXT VISION 株式会社、東急不動産株式会社及び秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド合同会社は、連携して市の地域活性化事業に取り組むため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、能代市、秋田印刷製本株式会社、NEXT VISION 株式会社、東急不動産株式会社及び秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド合同会社が、地域活性化のため相互に連携し、地域おこし協力隊（以下、「協力隊」という。）及びITを活用した協働事業に一体的に取り組むことを目的とする。

（努力事項）

第2条 能代市、秋田印刷製本株式会社及びNEXT VISION 株式会社は、上記目的を果たすべく、下記の実現に努めるものとする。

- （1）秋田印刷製本株式会社は、「TENOHA 能代」を拠点とした新会社を設立する。
- （2）NEXT VISION 株式会社は、「TENOHA 能代」に支店または営業所を設置する。
- （3）新会社及びNEXT VISION 株式会社は、両者でコンソーシアムを設立する。
- （4）能代市は、コンソーシアムに協力隊活動業務を委託するための予算を措置する。

2 前項の各号については、令和6年6月30日までに実現するように努めるものとする。

（事業実施）

第3条 前条の全項目が満たされた場合において、下記の項目を行うものとする。

- （1）能代市は、予算の範囲内においてコンソーシアムに協力隊活動業務を委託する。
- （2）コンソーシアムは、能代市から協力隊活動業務を受託し、協力隊を自社の正規雇用として募集・採用し、その育成を行い、ITを活用した地域活性化業務に取り組む。
- （3）東急不動産株式会社は、パートナー企業として、コンソーシアムが拠点としてTENOHA 能代を活用することに対し、積極的に協力する。
- （4）秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド合同会社は、パートナー企業として、本条の取組への支援・協力をを行う。

（他の民間企業等との連携）

第4条 この協定は、それぞれが他の自治体及び民間企業等と連携又は協力することを妨げるものではない。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときならびに改正の必要が生じた時は、それぞれ協議のうえ、決定するものとする。

（協定の解除、離脱）

第6条 本協定締結者のいずれかが、第2条の項目を達成できなかった場合、本協定を解除することができる。

2 本協定締結者のいずれかが、正当な理由をもって本協定の離脱を申し入れた場合、協議のうえ、本協定から離脱することができる。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年2月20日

秋田県能代市上町1-3
能代市長 齊藤 滋宣

秋田県秋田市御所野湯本2-1-9
秋田印刷製本株式会社
代表取締役 大門 一平

東京都港区北青山一丁目3-1 アールキューブ青山3階
NEXT VISION 株式会社
代表取締役 松山 功

東京都渋谷区道玄坂1-21-1 渋谷ソラスタ
東急不動産株式会社
代表取締役社長 星野 浩明

秋田県秋田市中通5-1-51
秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド合同会社
プロジェクトディレクター 岩城 陽太郎